

仕 様 書

1 件名

平成 31 年度企業系会議・報奨旅行等実務マニュアル制作業務委託

2 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）では、激化する企業系会議・報奨旅行等の都市間誘致競争を勝ち抜くことを目指している。企業系会議・報奨旅行等の誘致に必要な知識及び実務的スキル習得のため、都内の MICE 関連事業者向けに現場で求められる対応やノウハウ、財団の支援活動等を体系的に整理したマニュアルを制作する。

3 契約期間

契約締結日の翌日から平成 32 年 2 月 28 日まで

4 履行場所

財団の指定する場所

5 委託内容

(1) 制作言語

日本語

(2) 規格

- | | |
|----------|----------------|
| ア. サイズ | A4 縦 |
| イ. 総ページ数 | 50 ページ程度 |
| ウ. 色 | 4 色 |
| エ. 用紙 | カラー・両面印刷に適するもの |
| オ. 製本 | 無線綴じ製本 |
| カ. 制作部数 | 冊子形式 1,000 部 |

(3) 掲載コンテンツ

- ア. 掲載コンテンツについては、企業系会議・報奨旅行等誘致・開催の現場で求められる対応やノウハウ、財団の支援活動等を体系的に整理した内容とし、以下の①～⑧のポイントに留意した内容にて書き起こすこと。また、適宜 MICE 関連事業者によるコラム等にて本文の内容を補足すること。尚、一部データは財団より支給する。

- ①企業系会議・報奨旅行等の概要
- ②企業系会議・報奨旅行等誘致の意義
- ③企業系会議・報奨旅行等誘致・開催のプロセス
- ④企業系会議・報奨旅行等に係る財団のサポート（事前視察支援、開催支援等）
- ⑤企業系会議・報奨旅行等における案件誘致・開催に係る MICE 関連事業者（ホテル・DMC・ビジネスイベント先進エリア等）の関わり方
- ⑥企業系会議・報奨旅行等向けの東京ならではのプロダクトの開発
- ⑦財団のプロモーション活動（ファミトリップ、訪問営業、見本市への出展等）
- ⑧事例紹介 他

※詳細は財団と協議して進めること。

イ. ロゴ等の掲載

表紙、奥付等に以下のロゴ等を掲載すること。なお、ロゴデータは財団より別途提供する。

- ・財団・東京都（制作主体）に関連するロゴ 2 種（BUSINESS EVENTS TOKYO /Tokyo Tokyo）
- ・財団の URL（www.businesseventstokyo.org）

(4) デザイン・レイアウト・素材について

- ア. 図・画像・写真・グラフデータを適宜使用し、視覚的に見やすく、分かりやすいものとする。
- イ. 本マニュアルに使用する写真及びイラスト等の素材は、別途記載のない限り、原則として受託者が手配すること。素材の手配（新規撮影をおこなう場合、それに係る経費を含む）に必要な経費は全て本業務委託費用に含まれる。財団所有の写真及びイラスト等の提供は想定していない。
- ウ. 第三者に権利が帰属する図・画像・写真などを原稿へ含める際は、必ず事前に受託者側で使用許諾を済ませること。万が一、第三者から、掲載に伴い損害発生等の訴えが提起された場合、受託者の責任において対応すること。

(5) 校正

- ア. 原稿の校正を綿密に行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- イ. 文字校正 3 回以上、色校正 1 回以上の費用を見積りに含めること。

(6) 監修

本マニュアルの監修者として、以下のいずれかの要件を満たす人物を選定すること。なお、監修者への委託料も本委託料に含むこととする。

ア. インバウンド・MICE 業界における有識者であり、過去にインバウンド・MICE に関する出版物の実績を有すること。

イ. 企業系会議・報奨旅行等誘致・開催の現場経験があり、かつ出版物等の監修経験があること。

(7) 制作条件

電子データで作成すること。納品データは、InDesign や Illustrator 等、通常、印刷業者に納品する際に用いられるソフトウェアで作成すること。

6 成果物の納品等

(1) 印刷物 1,000 部

(2) 編集可能な形式の版下データ

アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ

※ 再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフト (Microsoft Word) を利用すること。

(3) 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真・素材データ。パンフレットに掲載していない写真を含む。A4 サイズの印刷に使用可能な解像度で納品のこと。

7 納期

平成 32 年 2 月 28 日

8 納入場所

財団の指定する場所

9 著作権

(1) 本委託で作成した全ての成果品の著作権 (著作権法第 27 条及び 28 条の権利を含む) は、財団に譲渡すること。受託者は著作者人格権の行使をしないものとする。この規定は、受託者の従業員及び本委託遂行にあたり再委託を行った場合の再委託先又はそれらの従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用する。

(2) 本委託で作成した全ての成果品は、財団及び財団が認める他者については、二次利用することができる。

(3) 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。

(4) その他著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

- (5) 本件に使用する映像、写真、原稿（翻訳済みの原稿を含む）、テンプレート等については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団や東京都が発行する観光振興に係る印刷物等や、財団が行う観光振興に係る事業活動の中等で使用することがある。

1 0 守秘義務等

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

1 1 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

1 2 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

1 3 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。
ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

1 4 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

1.5 環境に配慮した印刷

本契約の履行に当たって印刷を行う場合は次の事項を遵守すること。

- (1) 使用する用紙は、再生紙使用マーク（R マーク）を用いて、古紙パルプ配合率を表示すること。
- (2) 使用するインキは、枚葉印刷の場合はア. のインキを使用すること。ただし、ア. によれない場合は、イ. のインキを使用すること。
 - ア. 石油系溶剤を使用しないインキ
 - イ. 石油系及び植物系の溶剤（油脂）を用いたインキで、芳香族炭化水素類が1%以下の溶剤を用いたインキ（エコマーク商品認定基準に適合又は同等以上のもの。）

1.6 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

1.7 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。
- (4) 当該事業を実施するにあたり、監修及びMICE関連事業者等と打ち合わせに係る交通費、駐車場代及び会場費等も本契約に含み、別途支給は行わない。
- (5) 財団は必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名および契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するもの

とする。

- (6) 年号の変更にあたり、現行の表記を新年号に読み替えるものとする。

以上